

(議会事務局担当者にお渡し下さい)

2005年5月25日

第12回全国市民オンブズマン別府大会

政務調査費についてのお問い合わせ

全2枚(本送信紙を含む)

全国市民オンブズマン連絡会議

事務局長 弁護士 新海 聡

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-6-41

リブビル6階 弁護士法人リブレ内

TEL 052-953-8052 FAX 052-953-8050

<http://www.ombudsman.jp/> office@ombudsman.jp

都道府県 議会事務局 御中

前略

毎年全国市民オンブズマン連絡会議が行う全国大会にご協力頂き大変ありがとうございます。本年は9月10日(土)11日(日)に別府市内で行う予定です。

さて、上記全国大会におきまして、政務調査費について最新データの集計と発表を行いたいと思っております。平成17年4月1日現在の貴議会の政務調査費に関する状況をお教え下さいますようお願い致します。各都道府県のネット上で公開されている例規集が平成17年4月1日現在でないところが多く、今回ご質問させて頂きました。

ご多忙中大変恐縮ですが、できるだけ5月27日(金)までにFAXまたはメールにてお送り頂きますようよろしくお願い致します。何卒ご協力をよろしくお願い致します。

草々

【送付内容】

- ・お問い合わせ(本紙) 1枚
- ・回答書 1枚

この調査についての集約担当

全国市民オンブズマン連絡会議 内田

議会名： _____

回答担当者名： _____

連絡先：TEL _____ FAX _____

当てはまるところに をおつけいただき、該当部分を埋めて下さい。

平成17年4月1日現在の状況をお答え下さい。

1 - 1 . 貴議会では政務調査費の領収書を議長に提出すること (= 情報公開条例の対象) になっていますか。(一部議員の任意提出を除く)

1)いいえ

2)はい (_____ 年 _____ 月分領収書から)



1 - 2 . 領収書添付は 1)すべて添付

2) (_____ 円以上添付)

3)その他 (_____)

1 - 3 . 領収書添付の根拠は 1)条例に記載

2)規則に記載

2 . 貴議会で、政務調査費の具体的な用途基準を定めたマニュアルを作成していますか。

(例：長野県議会「政務調査費マニュアル」平成16年8月

基本指針、用途項目、充当が不適当な経費、運用指針、充当指針など)

1)いいえ

2)はい 写しを本回答とともに当事務局にFAXいただけますと幸いです。

3 - 1 . 平成17年4月1日現在の、政務調査費の金額はいくらですか。ご記入下さい。

1)会派のみ (1人会派を含む) に支給 1人あたり月額 _____ 万円

2)議員個人にのみ支給 1人あたり月額 _____ 万円

3)会派 + 議員個人に支給 会派分 1人あたり月額 _____ 万円

個人分 1人あたり月額 _____ 万円

3 - 2 . その他、その他の名目 (会派雇用職員分など) で支給していればご記入下さい。

4 . 平成16年度分政務調査費の収支報告書等について

4 - 1 . 収支報告書の議長への提出期限 平成17年 _____ 月 _____ 日まで

4 - 2 . 収支報告書の「閲覧」の可否 (情報公開請求によらない閲覧)

1)不可能

2)可能 (_____ 月 _____ 日より)

5 . その他、政務調査費に関して、条例改正予定などございましたらお書き下さい。

ありがとうございました。

できるだけ5/27(金)までにFAX(052-953-8050)かメール(hojo@ombudsman.jp)で回答下さい。